

令和 5 (2023) 年度科学研究費助成事業における補助条件の主な変更点について

「ひらめき☆ときめきサイエンス～ようこそ大学の研究室へ～KAKENHI」補助条件（令和 5 (2023) 年度）」の主な変更点

令和 4 (2022) 年度	令和 5 (2023) 年度
<p>(略)</p> <p>1 総則</p> <p>(略)</p> <p>【補助事業の健全性・公正性（研究インテグリティ）の確保等】</p> <p>1-4 実施代表者等は、科研費による補助事業を行うに当たり、自身の研究活動等の透明性を確保し、説明責任を果たすために必要な取組を行わなければならない。</p> <p>また、補助事業において、不正使用（故意若しくは重大な過失による研究費の他の用途への使用又は研究費の交付の決定の内容若しくはこれに附した条件に違反した使用）、不正受給（偽りその他不正な手段による研究費の受給）若しくは不正行為（発表された研究成果において示されたデータ、情報、調査結果等の故意による又は研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務を著しく怠ったことによるねつ造、改ざん又は盗用）が行われること、又は関与することがあってはならない。</p> <p>(略)</p> <p>2 補助金の使用</p> <p>(略)</p> <p>3 補助事業を変更する上で必要な手続（交付申請書の記載内容の変更に当たっての遵守事項等）</p>	<p>(略)</p> <p>1 総則</p> <p>(略)</p> <p>【補助事業の健全性・公正性（研究インテグリティ）の確保等】</p> <p>1-4 実施代表者等は、<u>科学者に求められる行動規範を遵守するとともに科研費による補助事業を行うに当たり、自身の研究活動等の公正性及び透明性を確保し、科研費に関わる活動の説明責任を果たすために必要な取組を行わなければならない。</u></p> <p>また、補助事業において、不正使用（故意若しくは重大な過失による研究費の他の用途への使用又は研究費の交付の決定の内容若しくはこれに附した条件に違反した使用）、不正受給（偽りその他不正な手段による研究費の受給）若しくは不正行為（発表された研究成果において示されたデータ、情報、調査結果等の故意による又は研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務を著しく怠ったことによるねつ造、改ざん又は盗用）が行われること、又は関与することがあってはならない。</p> <p>(略)</p> <p>2 補助金の使用</p> <p>(略)</p> <p>3 補助事業を変更する上で必要な手続（交付申請書の記載内容の変更に当たっての遵守事項等）</p>

<p>(略)</p> <p>【補助事業の内容の変更】 3-5 実施代表者等は、補助事業において、「研究機関の長氏名」、「開催予定日」及び「受講対象者」の各欄の記載事項を変更した場合には、様式C-70「事業内容等変更届」により、日本学術振興会へ届け出なければならない。</p> <p>(略)</p>	<p>(略)</p> <p>【補助事業の内容の変更】 3-5 実施代表者等は、補助事業において、「研究機関の長氏名」、「開催予定日」及び「受講対象者」の各欄の記載事項を変更した場合には、様式C-70「事業内容等変更届」により、日本学術振興会へ届け出なければならない。</p> <p>【研究機関の長の変更】 3-6 <u>実施代表者等は、補助事業において、「研究機関の長氏名」の欄の記載事項を変更した場合には、様式C-74「研究機関の長変更届」により、日本学術振興会へ届け出なければならない。</u></p> <p>(略)</p>
<p>4 実績の報告</p>	<p>4 実績の報告</p>
<p>(略)</p>	<p>(略)</p>
<p>5 その他</p>	<p>5 その他</p>
<p>(略)</p>	<p>(略)</p> <p>【男女共同参画に配慮した研究環境の整備等】 <u>5-6 実施代表者が、男女共同参画の実現及び女性研究者の活躍推進を目指す研究環境で補助事業に従事できるよう、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）等の関係する法令等を遵守するとともに、男女共同参画等を推進するための取組に積極的に努めること。</u></p>